

# 会 議 録

会議名(審議会等名)	第6回小金井市男女平等推進審議会(令和元年度第1回)
事務局	企画財政部企画政策課男女共同参画室
開催日時	令和元年5月24日(金) 午前9時30分～午前11時30分
開催場所	市役所本庁舎第一会議室
出席者	委員 佐藤百合子委員(会長)、遠座知恵委員(副会長)、浦野知美委員、 川原美紀委員、瀬上ゆき委員、濱野智徳委員、本川交委員
	事務局 企画財政部長 天野 建司 企画財政部男女共同参画担当課長 深草 智子 企画政策課男女共同参画室主任 渡邊 拓樹
欠席者	塩原真一委員、日野絵里子委員、松本千穂委員
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者	5名
会議次第	別紙のとおり
会議結果	別紙会議録のとおり
提出資料	別紙のとおり

## 第6回小金井市男女平等推進審議会（第8期）

令和元年5月24日（金）

### 1 開会

【佐藤会長】 それでは、時間になりましたので、第6回男女平等推進審議会を始めます。

会議に先立ち、会長から皆さんへのお願いです。事務局から、記録作成上の必要から、発言の際はお名前を名乗っていただき、ご発言を始めていただくようお願いされておりますので、ご協力をお願いいたします。

それから、傍聴者の方にお知らせいたします。傍聴席には傍聴者用意見用紙がありますが、ご意見がある場合には、この用紙にご記入いただき、事務局へお渡しく下さい。いただいたご意見は、会長判断により、必要に応じて審議会の参考とさせていただきますが、ご意見に対する質疑応答は行いませんので、どうぞご理解ください。

男女平等基本条例第31条第2項では、委員の半数以上の出席があれば会議を開くことができることになっております。現在6名の委員が着席され、後ほど1名の委員が出席されるということなので、委員10人のうち定足数5人以上を満たしておりますので、会議を始めさせていただきますと思います。

それでは、小金井市第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（平成29年度実績）、小金井市男女平等に関する市民意識調査報告書（平成28年4月）、男女平等推進策の小金井職員意識調査報告書（平成28年4月）はお持ちでしょうか。本日の審議に使用いたしますので、お手元にない方は挙手をお願いいたします。

それでは、本日、資料が提出されていますので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（深草）】 それでは、提出資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1、令和元年度企画政策課男女平等共同参画室事業報告、資料2、陳情書、同性パートナーシップの公的認証制度の導入を求める陳情書、(2)選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書、資料3、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討スケジュール(案)、参考資料といたしまして、参考資料1、他自治体の市民意識調査について、参考資料2、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討状況(第8期前半の審議状況)(案)、そして、本日机上に、府中市パートナーシップ宣誓の手引き及び小金井市の地図を配付させていただいておりますが、皆さん、資料のほうはお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

それでは、こちら、提出資料について、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、今年度の男女平等推進審議会の開催回数なんですけれども、昨年度は4回開催しておりますところ、今年度は第8期、来年の1月22日までの任期となります。こちらは、第8期につきましては5回、そして第9期、1月23日以降1回の開催といたしまして、今年度6回の開催を予定しております。

まず、資料1をごらんください。令和元年度企画政策課男女共同参画室事業一覧についてです。

まず1、小金井市男女共同参画シンポジウム。こちら令和元年9月1日に予定をしております。時間のほうは1時半からというふうに書かせていただいておりますが、まだ確定ではございませんが、おおむねこの時間で開催をする予定です。場所につきましては、萌え木ホール。講師、国広陽子さん。こちらの方につきましては、これまでメディア社会学や女性学、ジェンダーなどについて研究を進められてきた方でして、こういった視点からの男女共同参画についてご講演をいただく予定でおります。ご都合よろしい方いらっしゃいましたら、ぜひご参加をお願いいたします。

2、多摩3市男女共同参画推進研究会。こちらは審議会の瀬上委員にご協力をいただいているものです。市民サポーター会議は年4回の予定でございます。そして、第1回は、令和元年7月6日、狛江市で開催される予定です。こちら、2回目以降の開催が決まりましたら、審議会にご報告をさせていただきます。

市民参加による事業。こちらは例年、こがねいパレット、情報誌『かたらい』の発行をしておりますこがねいパレットにつきましては、審議会の川原委員、『かたらい』の発行に関しましては佐藤会長のほうにご協力をいただいておりますところとございます。

4番、女性総合相談について。こちらですが、1点、報告をさせていただきたい点がございまして、これまで相談業務委託を行ってきた事業者との3年間の契約が昨年度末終了いたしましたので、今年4月以降の事業について契約手続きを行ったところ、受託事業者変更となったことをご報告いたします。

今回、事業を受託した事業者につきましては、これまでも企業の従業員のカウンセリング業務の実績等を持つ事業者です。契約後に事業者と、これまでの業務の状況や相談員、カウンセラーについての状況を伺い、市の相談状況などにつきましても、直接お会いしまして、伝えながら検討を行い、実施しているところとございます。今後も必要に応じて、事業者とは打合せなどしながら行っていく予定です。

現在、相談者からは、相談員の変更について特段のご意見は聞いておりませんが、今後も相談業務に支障がないよう注視しながら事業を進めていきたいと考えております。

ちなみに、現在の相談員はカウンセラーとして10年以上の経験を持つ女性の方です。

資料の5から10につきましては、例年どおりの実施ということで、説明は省略させていただきます。

11番についてですが、(仮称)第6次男女共同参画行動計画の策定にかかる意識調査の実施について、こちらの調査の日程につきましては、前回の計画策定時の意識調査の時期などを参考にしながら検討していきたいと考えております。

12番、(1)のところをご説明させていただきます。苦情処理窓口及び苦情処理委員についてですが、平成25年から苦情処理委員を担っていただいております井爪利恵子様ですが、3期委員をお受けいただいたことから、今回、新たに古宮景子委員が就任をされましたことをご報告をさせていただきます。もう一人の永田晴夫委員につきましては、こちらの方は継続です。

資料1の説明についての説明は以上です。

続きまして、資料2についてでございます。こちら、今回の第1回定例会、3月に開催されました定例会に提出された陳情について、提出をさせていただきます。

資料2に関連いたしまして、小金井市議会の状況について報告をさせていただきます。

平成31年度3月開会の第1回定例会につきましては、一般質問をいただいております。

内容につきましては、簡単にご説明させていただきます。女性やLGBT施策のさらなる推進を、誰もが活躍できるダイバーシティを目指してということでご質問いただいております。内容につきましては、ガールズ相談など、SNSを使った相談事業の拡充を、また、同性パートナーシップの制度を導入しないか、そして、女性センターの設置を進めないかということでご質問をいただいております。

そして、続きまして、野田市で起こりました児童虐待の事件に関連しまして、DV等防止についての啓発活動についてというようなご質問もいただいております。こちらにつきましては、ガールズ相談など、SNSを使った相談事業の拡充をにつきましては、取り組みを進めている自治体などの情報を収集するなど、今後、研究していきたいというふうに答弁をさせていただきます。それ以外のところにつきましては、今後、検討を進めていきたい、あるいはDVの防止の啓発活動につきましては、庁内との連携を引き続き図り、周知などに努めていきたいというふうに答弁させていただきます。

そして、総務企画委員会につきましては、本日、ご提出させていただきます資料2の、同性パートナーシップの公的認証制度の導入を求める陳情書及び選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情が提出されたことに伴い、質疑が行われました。結果といたしましては、同性パートナーシップに関する陳情書は継続審議となり、選択的夫婦別姓制度に関する陳情書は採択となりました。

同性パートナーシップに関しましては、後ほど議題1でご報告させていただきます。また、平成31年度予算特別委員会では、(仮称)第6次男女共同参画行動計画の策定について、市民参加やDV等防止法、女性活躍推進法、また審議会からの提言について、どのように取り組んでいくのかに関しての質疑が行われました。

続きまして、既に審議会へのご報告をさせていただいております、以前、陳情も提出されました、福祉的視点から、相談者に寄り添った母子父子自立支援員・婦人相談員の相談体制の充実を求める陳情書につきましては、平成31年第1回定例会本会議にて採択されましたことをご報告させていただきます。

続きまして、母子父子自立支援員兼婦人相談員についてです。母子父子自立支援員兼婦人相談員についてですが、これまで勤務されてきた相談員の中のお一人が、次年度、更新をしなかったため、平成31年度から1名が非常勤嘱託職員として採用になりました。こちらの新規採用の職員につきましては、ほかの支援員と一緒に勤務しているような状況でございます。男女共同参画室としても、必要に応じ状況等も確認し、連携しながら業務を引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、前回の審議会でお伝えさせていただいておりますが、審議会正副会長と子育て支援課長との意見交換会ですが、平成31年3月28日に実施いたしましたことをご報告させていただきます。

私からは以上です。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。

事務局から報告がありましたが、審議会正副会長と子育て支援課長との意見交換会について。

まず、今の報告について、何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、子育て支援課長との意見交換会について、会長からご報告いたします。

平成31年3月28日、午後3時から午後4時まで、本町暫定会議室で行われました。出席者は子ども家庭部子育て支援課長、それから企画財政部男女共同参画担当課長と、男女平等推進審議会副会長と会長が同席いたしました。

平成30年4月1日から母子父子自立支援員兼婦人相談員及び母子父子自立支援プログラム策定員、以下、「相談員」というふうに申し上げますが、の体制が変更したことによる業務状況について、事務局からの報告書に基づき審議し、平成31年1月の提言書に現在の審議会としての意見を述べておりますが、平成30年度中に相談員3名のうち1名が退職したこと、また、1名が次年度継続しないとの状況があったために、現在の相談業務の状況や審議会としての考え方について意見交換を行いました。

平成29年までの状況と平成30年からの状況についてですが、29年度、非常に残業時間も多いう状況になっておりましたが、平成30年度の時間外勤務については減少している。それから、相談を受ける際は、相談者の都合を可能な限り調整して行っているということです。

それから、相談者への体制についてですが、相談者への対応はメイン相談員とサブ相談員の複数で対応し、担当相談員の不在時にもできるだけ対応できるという体制をつくっていくということになっております。3名おりますが、誰が相談メインかという、その時々において、メインとサブというのがわかるというふうになっております。

相談員は業務経験の長い相談員を中心に、互いにアドバイスをして、相談員自身が1人で抱え込まないようにというように、コミュニケーションを図りながら行っているということです。

また、相談員以外の職員も、相談員との情報共有を緊密に行うということなどから、相談員のフォローに努めているということでした。

それから、相談の状況ですが、相談件数は前年度とほぼ同様の件数になっているということ、合計、平成29年度の末の件数が125件ということです。それが自立支援給付金関係、就労関係、相談関係、入院助産関係、福祉資金関係で、相談関係は、このうち80件、平成30年度は全50件のうち相談関係は31件で、31年の2月15日現在ですと、121件のうち76件というふうになっております。

相談内容は相談者の状況によって異なりますので、前年度との比較は、これだけではちょっと難しいということで、相談を継続しているという件数では、増減は少ないということでした。

現在の状況について、相談員は相談業務、同行支援、記録作成や関係機関との連携等をこれまでと同様に行っているという状況です。

それから、支援方針については、相談者に対する支援方向性を見定め、引き続き適切な支援に努めていくということでした。

今後については、担当課においては、相談者の立場に立った対応をしていくことができる体制づくりに引き続き努めていただきたいということで、相談員の方の研修の受講というようなことも増やしていただきたいということをお願いいたしました。

審議会としては、今後の状況について、審議会を通して状況報告を受け、必要であれば意見を述べていきたいと考えております。

昨年4月からの相談員が、3月末で継続せずにやめてしまいましたけれども、これは不満だからやめたということではなくて、そのほかに、ほかに何かあったということでやめ

たということです。非常勤の相談員が短いということは前から言われてはおりましたが、それとは関係はないということでしたので、残り2人の相談員、今年の4月から新しく入った相談員とも、現在は一生懸命やっているということを事務局のほうからはお聞きしておりますので、今後、しばらく様子を見て、また何かありましたら審議会で審議をしたいというふうには思っています。

以上が子ども家庭部子育て支援課長との意見交換会の状況報告でございます。

改めて事務局の報告について質問がありましたら、お願いします。何もないようでしたら、次第に沿って進めていきます。

## 2 議題

### (1) 男女共同参画施策の推進について（同性パートナーシップ制度等）

【佐藤会長】 まず、議題1、男女共同参画施策の推進について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（深草）】 男女共同参画の推進についてということでございます。

例年、計画の推進状況調査報告書をこちらの審議会のほうにご提出をさせていただいております。現在の状況ですが、各課からの報告を受けているところでございます。今後、内容の確認を行い、7月の後半から8月にかけて開催を予定しております、こちらの審議会にご報告をさせていただくことを予定しております。

そして、推進状況調査報告書の報告様式について、今回、2月に提言をいただいた内容も踏まえまして、男女共同参画室として、どのように審議会にご報告していくのかということ、これから検討させていただきたいと考えております。庁内へは、現状どおり調査を実施しているところですが、チラシの配架など、一覧表にまとめて、審議会のほうにはご提出をさせていただきまして、そちらの報告様式を、また今回、見ていただいて、そして審議会のご意見をいただき、来年度、また推進状況調査報告を、庁内に関して調査をする際に、新しい様式での調査を実施することを予定しております。そして次回私どものほうで作成した様式について、ご意見をいただければと考えております。

推進状況調査報告書については以上です。

次に、小金井市同性パートナーシップ制度についてということなんですけれども、議題のほうには括弧書きで書かせていただいております。こちら今回、資料2として陳情いただいております資料を送付させていただき、本日、机上に配付させていただきましたのは既に実施済みの自治体のパートナーシップ宣誓の手引きで、情報提供ということで配付させていただいております。

男女共同参画室といたしましては、これまでも多様性についての理解促進のため、講演会や情報冊子の刊行、職員向け研修などを実施してまいりました。こうした取り組みに加え、現在、同性パートナーシップ制度について検討を始めておりますことを審議会へご報告をさせていただきます。

これまでも市では、男女共同参画を推進するために、男女平等基本条例や、第5次男女共同参画行動計画に沿って取り組んできているところです。現在の行動計画の基本理念では、市が目指すべき男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重し、認め合い、支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人一人が輝いて生きることができる社会としています。人権を尊重し多様性を認め合い、人が人として尊重されることが必要となります。現在の計画を推進していく中で、同性パートナーシップ制度について検討を重ねているところです。

お手元の宣誓制度について、簡単にご説明させていただきます。

この制度は、平成27年に渋谷区、世田谷区から始まり、現在、都内で宣誓制度を実施している自治体がございます。また、近隣の自治体でも、この制度についての検討を始めているような状況がございます。

そして、概要について、他の自治体の例などを参考にしながらご説明させていただきます。パートナーシップ宣誓の手引きをごらんになりながら、お聞きいただければと思います。

まず、同性パートナーシップについて他の自治体を参考にしますと、同性パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行い、または継続的な共同生活を行うことを約した、戸籍上の性別が同一である2人の者の関係のこと。では、こういった制度なのかということについては、同性パートナーシップがパートナーシップ関係にあることの宣誓書等を市へ提出した場合、対象者の要件を満たしていることを確認の上、宣誓等受領証を交付する制度です。

対象となる要件についてですが、住民であること、市内に住所を有すること、双方に配偶者がいないこと、近親者でないことなどの要件がございます。

以上の制度につきましては、他の自治体を参考にしながら簡単に説明させていただきましたが、市でこういった形でというふうなことまでは、まだ検討が進んでいない状況ではございます。

制度の検討を進めるに当たりまして、男女平等推進審議会の委員の皆様のご意見を伺い、また、庁内の検討なども確認しながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

また、既に実施している自治体の制度なども参考にしながら検討していきたいと考えて



おります。

事務局からの報告は以上です。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。

ここでは、主に同性パートナーシップ制度の導入ということについて議論をしたいというふうに思います。ほかの自治体とありましたが、中野区や、府中市も実施しています。中野区は条例でしたか。

**【事務局（深草）】** 中野区は要綱です。条例で制定しておりますのは渋谷区です。

**【佐藤会長】** 渋谷区が条例で実施しているところですが、中野区は要綱でやっている。では、府中市と同じですね。

そして、中野区は公正証書の提出をする場合と、しない場合と、どちらでも好きなほうを選べるということなんです。公正証書のあるないについて説明させていただきますと、公正証書があるほうが、相続とか何とか、そういうようなものが有効である。つまり、亡くなった後の相続とか、そういうようなことについて、こういう公正証書があると有利だということになっていきます。それについて、ちょっと説明していただけますか。

**【事務局（深草）】** 公正証書についてですが、現在、中野区で実施しております制度の要綱の中に、公正証書が提出された場合は、公正証書の内容を確認し、受領証を発行するといった制度となっています。

公正証書につきましては、公証人役場のほうで、聞き取った内容を簡単に説明させていただきますと、公正証書をつくる目的といたしましては、第三者へ契約に基づく2人の関係性を説明できるようにするためということです。

そして、想定されるケースというのは、何かのアクシデントで意思表示ができないような状況になったときに、本人の意思に沿って、この公正証書が作成されているということ。これを第三者に伝えやすくする、そういった効果があるのではないかとということです。そして、公正証書は公文書であるため公証力がありますということした。

やはり第三者に説明する際に、ご本人の意思というものを第三者が確認しやすい状況をつくるというのが、公正証書をつくっているということの目的が多いということでした。

**【佐藤会長】** 事務局のほうとしては、これは今、継続審議ということですね。わかりました。

委員の皆様から、この同性パートナーシップについてご意見がおありでしたらお願いいたします。

**【浦野委員】** 今、ご説明はされたんですけども、この陳情書の最後には、「法的効力

を持たせることも選択できる制度を検討してください」というふうに書いてあるんですけど、今の時点で、その点は法的効力を持たせるかどうかはいかがなところなんでしょうか。行政として、どういうふうにお考えなんでしょうか。

**【事務局（深草）】** 法的効力というのを、どのように解釈するのかというのは、事務局としてはなかなか難しい部分があるというふうには考えております。

まず、民法の規定による婚姻制度というものがございますので、そちらとの関係というものもある中で、同性パートナーシップ宣誓制度を各自治体やっている状況を見ますと、こちらの資料の内容を見ましても、パートナーシップ宣誓書受領証は、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、この取り組みや趣旨について、市民や事業者の理解が広がるように取り組んでまいりますと、こういった趣旨の制度で要綱での設置ということになっておりますので、市といたしましても、同じような趣旨での検討というふうに考えております。

**【浦野委員】** ありがとうございます。

**【佐藤会長】** ほかにございますでしょうか。

**【濱野委員】** 質問ですが。配偶者控除とかは、所得税は国の法律なので、適用できないの明確ですが、市で窓口を設けている国民健康保険とか生活保護の制度などはどういうふうに扱うというのは決めているんでしょうか。

**【事務局（深草）】** これから庁内がどういった状況なのかの調整も必要かと考えておりますので、そうした上で、やはり市の事業というのは法律に沿って行っているものが多くございます。法律に沿って事業を実施し、市のほうで、どこまで対応できるかということとは、これまでいろいろ積み上げてきたものもございますので、制度をつくってすぐにとすることは、なかなか難しい部分もあるかとは思いますが、やはり庁内の理解を進めていきたいというふうに考えております。すぐに何か、こちらはこうですというふうに、まだお答えできないような状況です。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。

そうですね。中野区とか渋谷区は、どういうふうにやってらっしゃるんですか。

**【事務局（深草）】** 口頭で確認いたしましたところ、庁内外に向けて周知をするために、手引きなどを発行しておりまして、制度をつくりましたということを庁内外に向けて発信し、そして理解を進めているというような状況ですというところまでです、何か具体的に制度が変わりましたというところまでは、まだなかなか至っていないというふうなことはございます。これから徐々にというところだと思います。

**【佐藤会長】** 生活保護の場合パートナーシップがあってもなくても受けられると思う

んですけど。

【濱野委員】 扶養人数で金額変わるんじゃないですか。扶養に入れてあげることができるとかどうかで、実際の支給額とか徴収額が変わると思うんですよね。

【佐藤会長】 これ、つくっておきながらですか。

【濱野委員】 それで、適用できないんだったら矛盾することがあると思いますけど。

【事務局（深草）】 これをつくって、すぐ変わるというところまでは、まだ制度自体が始まったばかりでして、いろいろ検討を進めながら、変えられるところから少しずつというふうになっていくんじゃないかなと。

【濱野委員】 でも、そこは整合性がないと、訴えられることもあるかもしれないと思いますけれど。ちょっと調べたら、まだそういう訴訟はないみたいですけど、国保、社会保険の分野では、制度をつくって実際に扶養に入れてくれと言って入れなかったら訴訟を起こされてもおかしくはないかもしれませんね。国は、もうできないってわかっているから明確ですけど。

【佐藤会長】 まだまだ問題点がありそうですね。とりあえずパートナーシップを認めるという証書を出すということを渋谷区、中野区や府中市などで実施しているということですね。

ほかにご質問ございませんか。

そうすると、そういう影響力がどこにあるかということ、ちゃんと調べて、そして、これはできない、これはできるということをきっちり審議会にも見せていただくことが必要かなというふうには思います。

それから、法的効力制度というか、この陳情書の書き方も、公正証書の提出によって法的効力を持たせるという、その法的効力のところにひっかかっているようですが、これを除いた部分で、公正証書の提出をすることもできるというふうにしたほうがいいかなという感じは私も持っているんですが。法的効力をどうするかということについては、また別問題だと思いますので、今度は、その法的効力をどこまで持たせるかということが問題ですので、今みたいな健康保険とか生活保護とか、そういうものが出てきますと、これはまだまだ、法的効力をどうするかというところが問題になってきますので、ここのところは外して、公正証書をまず出していただくことが重要じゃないかなということは私は思います。そのようなことも、ちょっと入れて、審議をしていただきたいなというふうに思います。

【川原委員】 私もこういう、今すごく話題になっているので見ているんですけども。結構、海外だと、同性のパートナーで、養子をもって、子どもも設けて、ファミリーという形で成り立っているというので、今後これが認められて、そういう養子をもって家

族をつくっていくという形も日本もあり得るのかなと思っていて、こういう同性パートナーシップで、新しい家族の形をつくっていったとき、夫婦はもちろんですけど、その先に、子どもがまたそこに入り込んでいったときと等、いろいろ視野に入れて市でも検討していかないといけない時代なのかなというのは少し思いました。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

【遠座副会長】 多分、いろいろ具体的に考えると、今、挙げてくださったような問題って、ほんとうにたくさん出てくるんだと思うんですけど、今の時点だと、おそらくそういう具体的な問題にまで踏み込めていないというか、踏み込んでいけないという状況なんじゃないかと思うんです。

基本的には、審議会としては、こういったものはやはり推進するというのが審議会のスタンスかなというふうに思います。そういう問題を、今の時点では、こういうことも、こういうこともと考える必要はあるよねというようなことをお気づきの点をどんどん挙げていただければ、今回に限らず、いいのかなと思いました。

【佐藤会長】 そうですね。ただ、病気になったときに、関係者というか、身内ではないから、全部親類がやるとか、そういうふうになってしまっているということを防ぐために、それからあとは亡くなったときに財産を自分が受け継げないというようなことがあるがために、こういうパートナーシップ制度というものが最初は出てきたと思うんですね。ですから、そういうところも見ながら、これからいろいろなご意見があると思うんですけども、その都度、意見を出していただけたらいいなというふうには思います。

今回始めてパートナーシップ制度についての審議が出てきたので、やはり考える時間が必要かと思えますけれども、第1回としてこのパートナーシップ制度を見ていただくという事です。あと、ほかに何かご意見があれば伺います。

ご意見がなければ、次回の審議会でも、引き続き審議をしていきたいと思しますので、皆さん、それまでに、中野区や府中市などいろいろな資料をよくお読みになって、それでいろいろご意見を次回に賜りたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、このパートナーシップについては、次回も意見を伺うということで、しばらく皆さんに勉強していただくことにしたいというふうに思います。

## (2) (仮称) 男女平等推進センターのあり方について

【佐藤会長】 次に、議題(2) 男女平等推進センターのあり方について、資料3及び参考資料2が提出されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（深草）】 男女平等推進センターについてでございます。資料3と資料2、また、本日、机上のほうに小金井市の地図をコピーしたものを情報として配布させていただいております。

資料3につきましては、審議会の開催予定なども含めまして、センターについての検討スケジュールについてでございます。このスケジュールにつきましては、状況に応じて変更となることもありますが、来年1月に審議会の提言をまとめていただきまして、市長へ審議会のご意見としていただきたいというふうに考えております。

参考資料2についてです。こちらは、これまで第8期審議会の委員の皆様からいただきました意見をまとめさせていただきまして、中間報告という形で資料2として提出させていただいたものです。あくまでこちらは案の段階ですので、何かご意見などございましたら、お願いいたします。

それで、審議会の皆様にお伝えさせていただきたいことがございます。市では現在、東小金井駅の東側の高架下に福祉共同作業所を設置してございます。これは福祉会館の閉館に伴い、暫定的な措置として、市政センター建設予定地に整備したもので、この福祉共同作業所は、現在、基本設計を進めている新福祉会館が完成した後に、新福祉会館に移転する予定となっております。そのため、市では、庁内検討委員会において、福祉共同作業所移転後、どのようにこの施設の利活用を図るかということについて検討を進めているところです。

こうした背景のもと、今後の利用方法の検討に当たり、昨年度、庁内各課に対してニーズ調査が行われました。調査の取りまとめに当たりましては、公共施設の整備に当たっては、その必要性、合理性、立地特性を適切に整理していくことの観点から評価に関する考え方として3項目を定めてございます。考え方の1、市民、駅利用者、周辺施設関係者の3者が利益を享受できる機能。2、利用者が恒常的に訪れる機能。3、区画整理事業後の状況を推測し、必要とされる機能の以上3点となります。

第5次男女共同参画行動計画では、他の公共施設の検討の機会を捉え、（仮称）男女平等推進センターのあり方について検討するという事としてしていることから、男女平等推進審議会（第8期）では、あり方についてご審議をいただいている状況で、令和2年1月に提言をいただく予定となっております。

また、（仮称）男女平等推進センターにつきましては、男女平等基本条例第22条に基づく男女共同参画施策への取り組みを支援するための総合的な拠点として、第四次基本構想・後期基本計画においても、整備の検討が位置づけられている状況でもあることから、男女平等推進センターを候補として取り上げていただけるよう回答いたしました。

庁内検討委員会では、先程申し上げました3つの視点、考え方を踏まえながら、私ども以外の複数の課から提出された機能について検討を行ったところ、男女平等推進センターの機能に他のサービスを組み合わせることで、より幅広い市民サービスの展開につながるのではないかという意見をいただきました。

具体的な提案としては、他自治体の男女平等推進センターの整備状況などを参考として、図書の貸し出しや返却などの機能についてもあわせて整備することを検討してはどうかという見解をいただいている状況です。

男女平等推進審議会では、(仮称)男女平等推進センターのあり方についてご審議をいただいている状況でありますことから、庁内検討委員会から示された方向性についてご意見をいただければと考えております。

事前に送付いたしました参考資料には、これまでの審議会の委員の皆様の見解をまとめて整理させていただいたものです。この内容について、ご意見や訂正などございましたら、お願いいたします。次回までに訂正いたしまして、委員の皆様と情報の共有を図り、今後の検討の参考にしていきたいと考えております。

(仮称)東小金井市政センターに関する庁内検討委員会の状況について報告をさせていただきましたが、男女平等推進審議会委員の皆様には、今般いただきたいと考えているご提言において、センターの中心として適切と考える機能について、中心として展開していく事業などについて、お考えやご意見をいただき、市のセンターとしてのあり方や、目指していく方向性、考え方についてまとめていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。

どうでしょうか。この資料の場所に(仮称)男女平等推進センターというか、そういうような男女平等推進センター機能が入ったらいいなという感じで、今事務局が庁内検討委員会へ投げかけが行われているそうなんですけれども、東小金井の武蔵境寄りのところに、nonowaとか、いろいろありますよね。その道を挟んで続きのところにある、いわゆる高架下と言われるところです。

**【事務局(深草)】** こちらの資料の高架下に、現在、福祉共同作業所が入っております。こちらの移転後の活用について、どういった機能を入れていくのかを、庁内検討委員会で現在検討を進めております。

**【川原委員】** この施設の現状は、どういう設備があるのでしょうか。

**【事務局(深草)】** 現在、福祉共同作業所が入っておりますので、作業スペースなどが入っておりまして、こちら壁は可動式の壁でできておりまして、建物の形としては両脇が

出ていまして、コの字になっているような状況です。

大きさといましては、敷地は300平米程度で、施設自体は260平米程度というふう聞いております。

【浦野委員】 駅からの距離というか、歩いてどのぐらいかかるのでしょうか。

【事務局（深草）】 それほどかからないとは思いますが、歩いて数分でしょうか。

【濱野委員】 西口から出れば、そんなにはかからないんじゃないですかね。

【佐藤会長】 婦人会館よりはちょっと近いかない感じですね。

【事務局（深草）】 これまで皆様からいただいたご意見をまとめさせていただいた中に、やはり気軽に立ち寄れる、そういったところも、ご意見としていただいております。場所としましては、利用しやすい場所であったりとか、交通の便やアクセスのいい場所といったようなご意見をいただいております。審議会の委員の皆様といましては、何かお考えなどございますでしょうか。

【佐藤会長】 見てないことにはわからないかもしれませんが、お近くに住んでらっしゃる方は場所はわかると思いますけれども。今はまだ作業所が入っているので。

【事務局（深草）】 ちょっと、中は見学していただけないような状況ではあります。

【佐藤会長】 外から見分には、よいとは思いますが。

【事務局（深草）】 また、こちらの庁内のニーズ調査の際に、やはり3点、先ほどご説明させていただきましたが、市民、駅利用者、周辺施設関係者の3者が利益を享受できる機能であることや、利用者が恒常的に訪れる機能、区画整理事業後の状況を推測し、必要とされる機能という、こういった3点の機能をもとに評価が行われております。

公共施設を新たに整備することとなるわけですので、センターの必要性をしっかりと整理していくことが重要となってまいります。そういう点で、やはり利用者の市民の方の幅を広げることや、センターを知っていただくということの取り組みというのも非常に重要ではないかというふうに考えておまして、庁内検討委員会からは、幅広い市民サービスの展開につなげていくためには、図書の貸し出しや返却などの機能も整備することを検討してはどうかというふうな提案をいただいております。この提案に関しまして、審議会委員の皆様のご意見というのは、何か、いかがお考えでしょう。

【佐藤会長】 ちょっと、それをもう少しよく説明していただけますか。

【事務局（深草）】 まず、ニーズ調査についてですが、庁内のニーズ調査につきまして、まず1点目、市民、駅利用者、周辺施設関係者の3者が利益を享受できる機能。2点目といまして、利用者が恒常的に訪れる機能。3点目といまして、区画整理事業後の状況を推測し、必要とされる機能。この3点の考え方に基づく調査が行われまして、男女

平等推進センターとして、男女共同参画室としては、候補として考えていただきたいということで、庁内検討委員会のほうには諮って、調査しているところでございます。

【佐藤会長】 3番目の区画整理事業というのはどういうことを見込んでらっしゃるのでしょうか。今後の状況を相談するというが本当は一番大変なんだろう。区画整理後という、いつごろできるのかということが全然わからないですね。どういう予定なんですか。

【事務局(深草)】 東小金井駅の周辺の区画整理につきましては、この場では具体的な説明は出来ませんが市政センターについては、これからという段階ですので、ここを具体的にということになると、なかなか説明が難しいですけれども、市の施設として、やはり必要とされる機能というところではないかなというふうに考えております。これまでも条例や計画などでも、(仮称)男女平等推進センターについては施設を整備するというふうな考え方を持っておりますので、そういった意味では、まだ、今後整理していく必要があるという立場から、庁内検討委員会へ対応しております。

【佐藤会長】 そうすると、そのほかの住民票とか、そういうのがとれるようにしてほしいなど、そういう声もあるとおもうのです。市民全体に対して、男女共同参画だけじゃなくて、そういうような要望もあると思うんですけど、それについて、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

【事務局(深草)】 庁内検討委員会からは、市民サービスの展開につながるようなもの、そういったものも検討したらどうかという意見が出ておりますので、審議会から、そういったご意見をいただければ、庁内検討委員会の報告のなかで説明させていただきたいと思えます。住民票の発行などといった機能なども一緒に検討に入れてはどうかということです。他の自治体でもそういう状況はありますので。

【佐藤会長】 そうですね。ですから市の男女共同参画センターとしてだけではなくて、市のサービスの事業も何か入るといってもあり得ますね。これは確認なんですけれど、庁内でどういうふうな検討になっていますか。

【事務局(天野)】 もともと、今、会長がおっしゃったような市政センターという機能が、市では平成17年ぐらいのときに考えていました。そのときには、まだ庁舎問題というのが整理がついてない状況の中で、東小金井のほうに市政センターをつくって、証明書なんかとれるようにしたらどうかというようなことが、その中にありました。その後、庁舎の位置というのが、旧蛇の目の工場の跡地、市の真ん中に持ってくるというようなことが1つあります。

そして、今、市でも進めているのが、住民票といった証明等をコンビニでとれるという



ことを進めています。ですので、市政センターという考え方があったんですけども、そういうことも改めて検討し直そうということがありました。その中で、いろんな機能をプロジェクトチームでさまざまな検討を行ってきた中で、私どもといたしましても、条例のほうで、男女のほうの施設を設置するということが、当然、今までも計画というか課題として受けとめていたので、そういったことも含めて検討してきたということです。立地が比較的駅に近いということ、それから、ただ、今の公共施設の問題として、どんどんつくろうという動きは、人口減少社会に向けて難しい。そのためには、多機能化、複合化、そういったことも考えていかなければならない。1つの機能で、そのことだけで利用されることではなくて、いろんな人が集まる、そして、さらに男女共同参画の姿勢というのをみんなにわかってもらえるようなこともあわせて検討するようなことの中で出てきたのが図書の貸し出し、そういったようなことも含めて、さまざまな市民サービス、また立地条件とか含めて、プロジェクトチームのほうでは、やはりそういったようなことを検討してきたということになります。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ほかに何かご意見ありますか。

図書の貸し出しについてはよろしいですか。以前、図書の貸し出しはどのようにしていか検討が必要であるという意見があったとおもうのですがいかがですか。

【川原委員】 これは、市のいろいろなところにある、図書の返却ポストを設置するというのも入っているんですか。

【事務局（深草）】 そこまでは検討は進んでおりませんが、どういった機能が必要か、庁内のニーズ調査が行われまして、具体的な機能の状況というふうなところまでは、まだ検討が進んでいません。

【川原委員】 その庁舎の中の検討で、この男女平等推進センターになり得る確率とか倍率とかってどれぐらいなんですか。可能性に大きいのか、結構、もうすごい殺到していて厳しいのかという。

【事務局（深草）】 今後の状況次第ではあるかとは思いますが。

【川原委員】 それは期限的にいつまでに検討結果が出されたりするんですか。

【事務局（深草）】 庁内検討委員会の結果についてですね。

【川原委員】 次がいつから使えて、どこか入るということを決定するのが、いつぐらいの時期なんですか。

【事務局（天野）】 今、使っている作業所は、もともと福祉会館でやっていましたが暫定的に、高架下の市政センターで作業していただいているという状況です。新福祉会館が

できたときには、新福祉会館のほうに引っ越しされる予定で、次の機能について検討していくというのが今の検討になります。そうすると、今、庁舎新福祉会館が基本設計をやっているんで、それが出てこない、はっきりとしたことは今はまだ説明できないのですが、令和5年頃、引っ越しというようなことが出ているので、それに向けてということになります。

【川原委員】 じゃあ、この検討も、まだわりとゆとりがある感じでしょうか。

【事務局（天野）】 意外にないんですよ、それが。

【川原委員】 そこはもう意外にないんですか。もう早目に。

【事務局（天野）】 要するに、今、庁舎の中でも、基本設計などの後工事を進めていくことになります。市政センターについても、新たな機能を入れるための設計をやらなければいけないし、工事の期間もある。そういうようなことも含めて、早目に考えていく必要があります。

【佐藤会長】 よろしいですか。ありがとうございます。

令和5年というのが、1つのターニングポイントになるかなとは思いますが、そこまで出ているのであれば、今すぐですね。すぐ、庁内において、男女平等推進センターというものを進めていっていただきたいなというふうには、皆さん思われるかと思うんですが、いかがでしょうか。

【濱野委員】 さっき1回言っていたと思うんですけど、何平米あるというような話でしたっけ。

【事務局（深草）】 敷地は300平米ぐらいですね。建物自体は269平米でして、大体、すいません、大きさにあまりイメージがつかないんですけども、こちらの写真を見ていただいて、障害者用の駐車場が写っております。この大きさから推測して、真ん中のところは推測していただけるのかなと思うんですけども。

【瀬上委員】 機能として、サークルに貸すとか、例えば、パレットのような。パレットまで行かなくても、ちょっとした研修会とか講演会とかができるようなのも可能なスペースがありそうかなという気がするんですけど、そこはまだ、これから検討していく。

【事務局（深草）】 まずセンターとして、どういった機能を備えてほしいかというようなご意見をいただいて、それに合った場所はどこなのかというところの検討になりますので、審議会のご意見として、そういったパレットまでの大きさ・規模でなかったとしても、小さい講演会などが行えるようなスペースが必要だと考えますなどの、ご意見を提言の中にいただければ、また、そんなところも、場所としてどうかということになると思います。

【川原委員】 もちろん、いろんな機能を盛り込みたいのもあるんですけど、相談機能

というところで、そこがすごい狭まったりとか、プライバシーが守れなかったりという、相反する動きも結構あって、この相談機能というのが、ちょっと中に入って見てないので、どのぐらいの広さがあるのかわからないんですけども、そこに相談しに行きやすいとか、そういった場所を確保するレイアウトとか、先ほど間仕切りが動かせるとおっしゃっていたので、その辺はやっぱりすごく考慮していかないといけない。プラス多機能。いろいろ。せっかくだったら、いろんな機能を持たせたいという、両方、ちょっと矛盾していますけど。

【事務局（天野）】 そんな広くないので。

【川原委員】 難しいですね。というのは、すごく感じました。

【本川委員】 イメージ的で、全くの個人的なイメージなんですけれど、入りやすい場所というような感じからすると、結構入りにくいかなというふうな思いをしています。

まず、高架下の店舗からは東側に通り抜けられないので、店舗の外から回ることになるので、近いことは近いと思うんですけど。

あとは、要するに、高架下の店舗の中も通過できる。国立をちょっとイメージすると、通過できるような状態にはなっていないので、入口から改めて入って、入ってみるとオープンな場所なのかどうかというのも、これからの検討事項だと思います。意外とそこの本来の男女共同参画の相談のところへ行くまでには行きにくいような、今の状態だとなっているかなど。なので、行きやすい状態を考えていかなければいけないのではないかというふうには思います。

相談する場所については、いろいろな形はとれると思うんですけど、まずたどり着きたいというふうに、行きやすいような形を何とかオープンな形で、わからないようなオープンな形でたどり着けるような配慮というのがあったらいいなというふうに思います。

【佐藤会長】 その行きやすい道というのは、野川の横に細い道があって、店舗の中は通れないので、あそこしか通れないですね。

【本川委員】 その場所のことを言うと、行きやすい場所というよりはちょっと行こうと思って行かないと行くことができないような。もちろんそういうものなんですけれど、何かもうちょっと一工夫あるといいなというのは思いました。

それから、武蔵境寄りですから、人の流れとしては少ないかもしれませんが。こちら側のほうがやっぱり多いと、国分寺までの間が多いというような形になってくるかなというふうには思いました。やはり施設のあり方としては、単独というのは、なかなか難しいと思っていますので、複合施設の中のどこかという感じになるのかなと思います。

東小金井の駅前開発のところで、施設はそういう固定した場所じゃなくて、まだこれか

らできるんですね。ですので、何かその中に盛り込めるような形も考えてもいいんじゃないかなど。この場所を、そこに振りかえるというのも1つなんですけれど、もう一つは、そういう形で複合施設の中に組み入れるというようなのも考えてもいいのかなというふうには思います。一番大事なのは、やはり相談の場所かなというふうには思っています。

【事務局（天野）】 補足ですが、東小金井駅のところに市の土地として3,000平米位の東小金井のまちづくり事業用地があります。ただ、まだ、取得するに当たって、一応、駐車場として10年程度行って、その後、区画整理事業が展開していく中で、また、その事業用地の活用を考えていくという話があります。その敷地に複合施設とかいうような話のなかで考える余地はあるのではないかなというような経過があるということです。

【本川委員】 ちょっと先が長いですね。10年先と。仮の場所ということであればいいのかもしれないけど、仮で入ってしまうと固定してしまうこともあり、いろいろ思い悩むところかなというふうには思っております。

やはり、5年先、10年先、それから20年先、30年先の小金井を考えたときに、どういう考え方をしていくのがいいかなということも考える1つの必要性を感じますということをお伝えしておこうかなと思います。よろしくお願いします。

【濱野委員】 私は東小金井北口の駐車場のところはどうなのかと言ったんですけど、決まるまでにほんとうに10年で終わるのかという。また、いろいろあって、まだしばらくは決まらないかもしれないから、それでしたら今までセンターがないんだから、いつまでに入れるとわかっているんだったら、迷わず入るべきだと私の意見としては思っています。そちらがちゃんと決まるということがわかっているんだたらいいんですけど、そういう見通しはないですね。まあ、わからないですね。入ることが出来るかもしれないんですけど、でも、今までないんだから、そうやって入る入らない、悩んでいるような状況ではないんじゃないかなというふうに思います。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

【事務局（天野）】 なかなか答えにくいところはあるんですけど。

いずれにせよ、今後、10年先、20年先、30年先というふうに考えていくと、小金井市は今、人口が微増傾向であって、我々もにぎわいのあるまち、それからいろんな人から選ばれるまちということなどの施策を展開して、人口が増えている状況なんですけれども、ただ、日本全体の中で見れば、人口は減る。もう既に減っている傾向にあるということを考えていくと、公共施設を今までのように市がつくっていくということの手法だけでは難しい時代がいずれ来るだろうという思いもあります。そういった中で、民間の力をかりたりしていくというような状況などさまざまなことを考えていかなければいけないという

ことも一方であります。10年先どうなっているかわからないなかで、なかなか決めにくいというようなこと、時代が読めないという部分もあります。ただ、後ろ向きで決めるといっても、あまりいいことではないと思うので、市が決められないから、今乗れるところで乗っていこうというのもどうなのかなという思いはあるんですけども、この場で、やはり、委員の皆さんで、あるべき姿とか機能とかいうことも考えていく中で、1つの方向性を導き出せばなというふうには思います。よろしくお願いします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ほかに意見ございませんか。令和5年というところを目標に。

【事務局（天野）】 会長、すいません。令和5年というのは、今、表に出ている庁舎の引っ越しの時期なんですね。

【佐藤会長】 引っ越しですね。

【事務局（天野）】 その前にその機能というのは決めていくことになります。

【佐藤会長】 庁舎の引っ越しの時期があって、少なくとも、その前には、いろいろなことが決めることになるので、この1年間であり方や機能について決めていくことということになります。やはり10年、20年先を見るのも必要ですけども、10年、20年先、まだどうなるかわからないところよりは、ここを検討しておいたほうがいいのではないかなというようなことも考えておまして、庁内のほうで進めていっていただきたいと思えます。そうしないと条例をつくって、もう20年位たちますので、早い実施が必要です。

この間、国立市、国分寺市や武蔵野市の男女共同参画センターを見てきましたけれども、みんなそれぞれいいところがありました。やり方によっては、そういったところを参考により良いセンターにもなるというように感じますので、進めていっていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

【本川委員】 10年先、20年先、待ってしましようということではなくて、センターができたときに窓口のようなもの、受付はほんとうに行きやすい場所に置けるような形で、どこかデスク1つ、パソコン1つ、職員さん1人でもいいから、そういうところに置けるような方向にしておいて、そしてやはり訪ねやすい、行きやすいということを考えれば、その場所がだめということではなくて、窓口のようなものを置くことも念頭に置いて計画を練っていただけると、なおつながるのかなというふうには思っておりました。やはり将来の小金井を考えれば、そういうようなことも考えた上で、やっぱり10年先、20年先を見据えた形で考えていかないといけないなというふうに思います。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それから、相談する部屋は、やはりきちっと防音対策をやってほしいし、可動式の壁で

すと、どうしても情報に非常に問題があるところもありますので、相談しやすい、少し広い、そして、窓があるならば二重窓にして、考えていただきたいなというような感じです。それが一番大事だなというふうには思いました。

あとは、市のサービスや何かができるような受付なども置いておけばいいのかなという感じはしておりますので、そのところをよろしくお願いします。

【事務局（深草）】 先ほど壁が可動式というふうに説明したんですけれども、壁は可動式ですが、全部が可動式ではないので、そこは中を見てもわからないのですが。一定、ご意見いただいた上で、適切な場所なのかどうかということも含めて、検討の中に入れていくととなると考えています。

【佐藤会長】 そうですね。修正というか修繕も必要だと思いますし。とにかく、それでしたら、進めていただくということでよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

【事務局（深草）】 私のほうでまとめさせていただきました、これまで審議会委員の皆様のご意見については、いかがでしょうか。検討状況についてというので、参考資料2でまとめさせていただいたものですが。

【佐藤会長】 さまざまなサービスって、図書の受け取りと、それから貸し出しだけですか。

【事務局（天野）】 ほかの複合施設の事例などを研究したということなんです。それで、男女関係の図書を置いているようなところと、あと一般的な図書を貸し出ししていたりとか、予約して受け取ったりとか返すとかというような事例があるみたいなんです。そういったものも参考になるんじゃないかみたいな形には、庁内のほうでは検討していません。

【佐藤会長】 子どもの遊ぶコーナーもあつたらいいですね。子どもの絵本なんども置いたり、親は男女共同参画の関係の本を読んで、子どもは参画の関係の絵本を読んだり、コーナーで遊ぶということも考えていただいたら、人が多く来るんじゃないかなという感じはしますが。

【濱野委員】 図書に関する意見なんですけど、中途半端に置いてあると、場所だけとってて、管理するのも金かかる、意味がないと思うんです。本借りようと思ったら近くの図書館に行くと思うんです。だから、何か置くんだったら、もう貸すとかではなくて、男女共同参画に関する図書を置くとか、今、会長おっしゃったような絵本を置くのとかで、一般図書は要らないと思います。管理する必要も、別に盗まれなければいいぐらいにしたほうが、余計なコストがかからなくて済むと思いますけど。

【瀬上委員】 先ほど言ったように、さまざまなイベントとか、サークル、団体に利用

できるようなスペースと、あとそういうことと、先ほど佐藤会長がおっしゃったように、そういう何かイベントやる際の、保育ができるようなスペースがあるといいなという。具体的には、見た中で、武蔵野市がそういう保育というか遊戯スペースみたいな、何かあっていいなという感じです。

図書機能はあればいいなとは思いますが、確かに図書、本そのものより、いろんな男女共同参画の資料を、今、婦人会館に置いてありますけど、婦人会館はちょっと古い資料とかが置いてあるので、随時、新しい、ほかの男女参画関係の、いろんなイベントの紹介とか、そういう資料が紹介できるようなコーナーは、やはり必要だと思います。

【佐藤会長】 そのほか、ありますでしょうか。

ここには男女平等推進センターのことしか書いてないんですけども、そのほか、サービスというと図書ぐらいですか。あとはお考えになってらっしゃるでしょうか。

【本川委員】 相談室を除いた、ほかの空間というと、図書を置いたとしても結構あるような気がしているんですけど、いろんな男女共同参画に関するイベントなんかがありますよね。そういうときも、ライブで見られたりするとほんとうはいいんですけど、そこまでは難しいだろうと思うので、例えば、講座なんかもDVD講座みたいな形で、とれるものについてはもらって、そしてそこで、いつこういう講座をしますよみたいな形で、市民の方たちにも考えていただく機会を持っていただくというような、そういったものを『Power Point』を使ってたり、映像で映したりというような、常時じゃなくてもいいんですけども、そういうような場所を確保できると、希望するときにできるような形にというふうには考えていただけられるでしょうかね。

【事務局（深草）】 そういった機能を必要と考えられるのであれば。

【佐藤会長】 五、六十人ぐらいの講座が開けるとか、そういうようなものを、先ほど瀬上委員もおっしゃいましたが、会議室じゃないけれども、そういうようなところもあるといいなという感じはします。

【事務局（天野）】 ただ、面積とか、そういうようなイメージがわからないと、どんどんどんどん考えが広がって行ってしまってなかなか。

【本川委員】 この会議室で大体30人ぐらい入りますよね。それで、向こう側の会議室を入れると、大体100人弱位のはずなので。

【事務局（天野）】 もうちょっとあるんじゃないでしょうか。

【濱野委員】 ここ会議室をぶち抜くよりは確実にあると思います。269㎡だから。

【事務局（天野）】 敷地が300㎡で、建ぺい率の関係で269㎡。

【濱野委員】 マロンホールの広いあのスペースが100㎡なので、あの倍以上ありま

す。あの1階のギャラリーですね。

【事務局（深草）】 この会議室が54㎡で、隣が108㎡です。

【濱野委員】 十分転用できます。

【佐藤会長】 ただ、それだけ入れようと思ったら、椅子やテーブルとか、また置かないといけないから、いろいろ大変だとは思いますが。

【濱野委員】 マロンホールも半分ぐらい、そういうスペースで消費されていますね。あちらのほうもギャラリーが100㎡で、でも、事務室とトイレとかで半分ぐらい、100㎡ぐらい使っています。

【事務局（天野）】 事務室と共用部分を引くことになるので。

【濱野委員】 相談室とセミナースペースぐらいは、大体決まっていますから。

【佐藤会長】 相談スペースは必要ですね。

【濱野委員】 それぐらいはできると思いますが。

【事務局（深草）】 もう具体的に必要なものを少しお示したほうがよろしいでしょうか。

【佐藤会長】 相談スペースも、入り口と出口があったらいいと思います。入り口と出口も1つではなくて、武蔵野市だと思いますが、入り口と、出口があります。入るところと出るところがあるというのは、すごく安心感があるのではないかなと思って、いろいろなケースなどもありますので、そういうようなことを考えていただけたらいいなという感じがしています。

【事務局（深草）】 本日いただきましたご意見なども、またまとめて、ご報告させていただきますと思いますが、どんな場所にしたい、どんな設備がほしいということではなく、どんなサービスを展開するか。何を行えば男女共同参画、男女平等意識の推進が図られるかという視点でのご意見を賜れば幸いです。

【佐藤会長】 そうですね。よろしく願いいたします。

それでは、これまでのご意見などについてまとめて、来年1月の提言書に反映させていただきます。

### （3）その他

【佐藤会長】 それでは、次、第6次男女共同参画行動計画策定に先立ち、今年の秋ごろに市民意識調査、それから職員意識調査を実施することについて、事務局よりご説明をいただきたいと思います。

【事務局（深草）】 前回の審議会でもご意見をいただいておりますが、改めて説明をさ



せていただきます。

現在、第5次男女共同参画行動計画が令和5年度が最終年度となりますので、今年度来年度にかけて、計画の策定について審議会委員の皆様、私どものほうから諮問をさせていただき、令和3年の3月ごろの策定ということになると思うのですが、答申をいただくことを予定しております。

前回の意識調査を参考に、まず今年度につきましては、市民意識調査及び職員意識調査を実施することを予定しております、実施の時期といたしましては、秋ごろを予定しております。市民意識調査の対象は18歳以上、2,000人を無作為抽出いたしまして、実施いたします。

他の自治体の意識調査の状況を、本日、参考資料1といたしました。平成29年に意識調査を実施しております自治体が複数ございましたので、こちらを抜粋したものをおつけしております。

現在の状況につきましては、策定支援の委託業者についての選考を行っているところでして、6月中旬に事業者と契約を行い、次回の審議会の際には、事業者なども含めてご紹介をさせていただきたいと考えております。

また、その際に、令和3年3月の策定に向けてのスケジュールなど、具体的な内容についてもお示しさせていただくことを予定しております。

そして、今回の第6次の計画につきましては、5年間で策定期間として、計画の期間として予定しております。

事務局からの説明は以上です。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。皆さんからご意見をお願いします。

一番最初に発言してよろしいですか。

小金井市のと、それからそのほかの他市のを見ていまして、やっぱりLGBTとか、セクシュアルマイノリティとか、仕事とワーク・ライフ・バランスについて、ちょっと足りないのではないか、入れたほうがいいのではないかなということと、そして1番と2番の違いについて、すごくわかりにくいと思います。ですので、仕事と家庭・育児・介護・地域活動についてというのと、子育て・教育について、それから介護について、3つに分かれています。介護の項目を別立てにするひつようがあるのかどうかという感じですけど、1番と2番、3番について、少し考え直したほうがいいかなと思います。

題名は、特に1番、仕事と家庭・育児・介護・地域活動についてというのは、ちょっと長過ぎるかなと思いました。

**【遠座副会長】** 違いがない感じになりますね。

【佐藤会長】 何かもう少しいい言葉はないかなという感じがするというのが、一番最初に見たときの意見です。

どうぞ、ほかの方、もしありましたら。

【遠座副会長】 2点、会長と同じことなんですけど。

やっぱり1のところを、もうちょっと。ワーク・ライフ・バランスというのをテーマにして、はっきり出すような形にして、2と3に振り分けられるようなものを1の中から必要に応じて、2と3に振り分けられるのであれば振り分けてしまうのと、あと、人権とワーク・ライフ・バランスが小金井市の計画でもとても重要な課題にはなっているので、人権については4で独立しているのでもいいと思うんですけど、1のところを、もう少し、私たちの掲げている目標というか、そういうものに合わせたようなテーマの出し方にしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

地域活動についてというのは、ここでいうと何を聞いていることになるんですかね。

【佐藤会長】 地域活動参加状況と地域活動への参加ということでしょうか。

【事務局（深草）】 もし、お持ちでしたら、実際の調査結果や具体的な質問項目と回答の状況なども冊子の中に入っていますので。

【佐藤会長】 職員の意識調査ですと49ページですね。

【浦野委員】 ちょっと聞いてもよろしいでしょうか。

他市も調べていただいたところなので、他市にも地域活動についてという質問項目はあったのでしょうか。どうなのかなと、ちょっと知りたいところなんですけれども。

【事務局（深草）】 地域活動についてというところは、ワーク・ライフ・バランスのところの中に含まれているようなところもありましたし、自治体によっては、社会参加、地域参加についてというようなところの項目立てをしているところもあります。ワーク・ライフ・バランスというのも非常に広い考え方がございますので、その捉え方というところで、そこに入っていく可能性もあるかと思えます。

【浦野委員】 ありがとうございます。多分、平成27年度のときには、まだ今ほどワーク・ライフ・バランスについて、皆さん、周知してなかったから、こういう分け方にもなっているのかなというふうに思います。

【佐藤会長】 地域活動というのもいろいろあますので、ワーク・ライフ・バランスになったときに、ライフのところ、家庭と、それから自分の時間とがありますけれども、自分の趣味の時間というのは、この地域活動に入っていないのでしょうか。ボランティアや、それから趣味の時間、そういうふうに幅広く入れないと、何で地域活動だけを焦点当てるのかなというふうに思われてしまうんですね。地域活動を盛んにしていきたいのかという

ふうにとられてしまうので、もし、ワーク・ライフ・バランスと入れるのであれば、自分の時間というのをどのように使っているかというふうに変えていったほうがいいと思います。

【川原委員】 私も今、PTAの役員と、子ども会の理事とか、そういうものをかけ持ちでやっているんですけども、それは専業主婦の、働いているお母さんたちから見たら甘いかもしれませんが、そういう活動も自分では、もうほとんどそれってライフにはならないというか、子ども1人につき役員1回とか、子ども会もPTAのほうも、そういうふうに子どもが少ないという状況もあるので、働いているお母さんも多いし、子ども1人につき役員1回というのが義務みたいな、仕事みたいな感じの中でやっていて、公民館の企画実行委員とかは、ボランティア、プラス、少し謝礼も出るので、そういった形で地域でできることをやっているんですけども、それはほんとうに趣味というよりは、お母さんたちの仕事に近いというような、それを何かここで男女平等アンケートの中で聞いていたときに、公民館などでも、年齢にかかわらずに活動に参加できるような、いろんな企画をやっていたりするんですけども、ここはやっぱり地域活動って、これをこのアンケートで聞いた上で、どこかにすごく反映されたりとか、自治会にこういう情報がきちんと行って、じゃあ、もうちょっと自治会の中で、いろんな人を勧誘しようとか、そういう結果に結びついているのか、市の中って、児童館と公民館も同じ敷地にありながら、上の管轄がやはり違うので、そこがいろいろ共有できていなかったり、市民にとってはせっかくアンケートに答えたけど、それがどういうふうに私たちが恩恵を受ける結果に結びつくのかなというので、答えるほうの意欲も低くなるのではないかと思います。地域活動というのが、今、子ども会も役員が大変だから、もう子ども会に入らないという人がすごく増えています。ほんとうにボランティアでやっているような地域活動と、子ども会とかPTAというのは別で、町内会もやはり住んでいれば、班長が回ってきたり、部長が回ってきたりなどするので、少し性質が違うのかなというのを、やっていて、少し違和感を感じました。

【本川委員】 こういう、人生いろいろ生き方あるけれども、この中に、今、少し足りないかなと思っているようなところが、いわゆる奉仕活動という部分を感じてます。自分のことはすごくやるけれど、人に対して、生きていることを感謝できれば、奉仕を何らかの形で、地域なり何なりに返すというような気持ちを、どこかで喚起するような質問事項ってできないかなと思います。

例えば、審議会などでも、自分がやりたいからやっているときもあるし、それから、やることによって、少し一般市民としての言葉が受けとめてもらえるかなというようなこともあるし、いろいろあるんですけども、やっぱり豊かに暮らすためには、人は奉仕の心

をどこかで持たなければいけないのではないかなというふうには思います。それはいろんな環境の中でなんですけれど、でも、気持ちとして、そういう気持ちはどこかに言葉としてないけれど、組み入れることはできないかなと思っています。

**【瀬上委員】** 地域のことで、他の自治体で入っている、地域の中の防災の視点を入れてほしい入れるべきではないかと思っています。今の本川委員の方針にもつながると思うんですけど、これから必要ではないでしょうか。具体的には町内会とか、災害の際に、ひとり暮らしの高齢者の方をどうするかとか、そういうことになると思うんですけど。ひとり暮らし、結構、女性1人が多いと思うんですよね。そういう高齢者の方をどうするかとか。支え合う視点も必要だと思います。

**【本川委員】** ボランティアというのと奉仕というのと、またちょっとニュアンスが違うかなと私は受けとめているんですけど。

**【佐藤会長】** まず、広い意味でいけばボランティアですよ。奉仕は、そのうちの1つだとして、若い人には、ボランティアということも広がっていると思うので、そのボランティアも含めた、こういう活動をやらなければいけないかなと思うんですけど。

**【濱野委員】** ちょっと思ったのは、さっき出たような防災の視点とか、少子化問題の視点とか、あとは今、外国人もふえているので、外国人の視点とか、いろいろあると思うんですけど、そういうのを考え始めたら、結構、本来の目的からずれてくるのかなというところがあって、本来の目的は、意識が平等になったと感じているかどうかということですから、あまりそういうのを入れ過ぎないほうがいいのかなというふうには思っていたんですけど。だから、どうしたらいいかという、難しいなと思って見ていました。

**【佐藤会長】** 男女共同参画社会からいけば、男女共同参画社会の推進について、例えば、ここを出している情報誌の『かたらい』を、どれぐらい知っていますか、『かたらい』を見たことありますかということ、ちょっと入れていただきたいなという感じがします。それは結構重要だと思うんです。今まで男女共同参画ということを知っていますかだけでしたけれど、具体的に、そういう業務をやっているというのを知っていますかという、ちょっと聞いたほうがいいのではないかなという感じがします。職員の方がどれぐらい知っているか、ぜひ聞いてほしいと思います。

**【川原委員】** これ、職員向けと一般市民向けは質問の内容って違うんですか。

**【事務局（深草）】** はい。

**【佐藤会長】** 職員に、こがねいパレットを聞いたんだけど、知らないというのが3割います。情報誌『かたらい』も33%の人が知らないと出てます。「知らない」の数字を低くすることが大事なんじゃないかと職員のほうでは思いますけど。一般市民でもね。

【本川委員】 知らない人がほとんどですね。これ見ると。

【川原委員】 そもそも質問で、この報告書で、アンケートをとるときもそうなんですけど、これの調査結果とか報告結果を得て、この後、何かこういうふうに、こういう部分はすべきだとか、そういう考察とか、そういうのは、職員調査であれば職員に対してとか、そういったものというのは、何かフィードバック的なアクションとか、そういったものというのは、どういう形で行われているんでしょうか。

【事務局（深草）】 まず、この意識調査の目的のところになると思うんですが、こちらは定期的に意識調査を実施しているものでして、意識の移り変わりや、現状の男女平等意識についての調査というところの、目的があります。そして、現状を把握した上で、計画に反映させ、第6次の計画を来年度策定していきます。まず状況を確認すること、そして計画にこういった状況を反映させていくことを目的として調査をやっていますので、来年計画案を検討していただく際に、こちらの結果を反映させていくということになります。

【佐藤会長】 たしか、今までの調査結果は、どういうふうな、1年たって発表して、それからこの1年でどういうふうに変ったということはつかんでいないんですね。

【事務局（深草）】 そこまでは、行っていません。

【佐藤会長】 本来であれば、例えば、職員に対する意識調査とかだけでもつかんでおいていただきたいなという感じはしているんですけど。

【濱野委員】 経年比較はしていますよね。

【佐藤会長】 実際的に、政策の上でどう変わったとか、それから職員の方々の意識が、どう変わったとかという、ちょっと何か見えないような気はするんですね。

【遠座副会長】 このサイクルの関係もあって反映させるのが、すごい難しいんだと思います。多分、その調査の時点で何をやるかということ意識していないと、そもそも難しいような気がしています。何がやりたいから、これを聞くみたいなふうに聞かないと、聞いた結果から考えるのは、なかなか難しいのではないかなというふうに思っていて、それで私たちも審議会の委員も何年かサイクルで入れかわったりするので、意識調査をやって行動計画をつくる時にやはり間があいていて、つながってない感じがしています。委員として、今までかかわってきていても。それを徐々に変えていけるところを変えたほうが、せっかく大規模に調査やるわけですから、何か有効にもう少し使えないのかなというふうに思うので、私はとりあえず、今回は、センターも先ほど話していたので、もう少し市民の声で聞いてみたい部分などを何か聞けるような設問をつくれなにか、そういうのを、今回、少しでも考えてみたらどうかなというふうに思うんですけど。

あとはさっきも言いました、1のところテーマがちょっとない感じになっているとい

うふうに言ったのも、行動計画に合わせた形でアンケートがつくられてないので、計画と意識調査をもっとリンクさせてやっていくように、今すぐ全部を変えるって難しいと思うんですけど、全体を合わせていく必要があるんじゃないかなと思います。

【濱野委員】 いつもやっている推進状況調査の自己評価欄A、B、Cを連動させればいいということですね。

【佐藤会長】 そうですね。

【遠座副会長】 そうです。推進状況調査をいろいろな項目を連動させて聞くというのがいいんじゃないかと思います。

【濱野委員】 推進状況調査で国語の問題みたいなことをやっているよりは、もう国語の問題みたいなのはやめてしまって、この施策は、このアンケートのこの項目がどうなったかみたいなことをしたほうが、ほんとうは意味があるんでしょうね。

【佐藤会長】 そうですね。おっしゃるとおりです。

私も調査と、意識調査と、それから行動計画の策定の間に、何らかちょっと違和感を感じていたことは確かです。どういうふうにかかわってくるのかというのが、今、副会長や濱野委員がおっしゃったとおりで、推進状況調査のA、Bという、あそこのところを、これに連動させていかななくてはいけないんだということが、やっぱり最初にわかってよかったかなという感じはしているんですけども。

【事務局(深草)】 5次の計画の推進状況とか達成状況などを見ながら、意識調査、そして、その結果を見て、次の計画という、そういう検討のさせ方ということですね。

【佐藤会長】 そうです。

【事務局(深草)】 支援委託業者などともちょっと相談しながら、そういったところが、どうすれば可能なかということも、今、お話しいただきましたので、事業者が決まりましたら相談をしてみたいと思いますし、審議会のほうにも出席をすることになっておりますので、そういう中でご質問いただいてもいいのかもしれない。

【佐藤会長】 それで、審議会で議論するのも、すごく大変だと思うんですけど、やらなければいけないと思うんですが、この次までに、1番をどういうふうに変えていくかということを主に考えていただきたいなということと、それから、子育て・介護についても、2番、3番と分かれるように考えるのもどうか。それから人権のところ、LGBTとか少子化みたいなことを入れたりして、男女共同参画推進のところでは、『かたらい』とか、そういうような入れて、していくということなんです。

それで、防災ということは必要かどうかというのは、ちょっとペンディングさせていただきたいんですけど、とりあえず、それについて、この次までに皆さんに考えていただき

たいなという感じはしています。

次はいつごろですか。

【事務局（深草）】 支援委託事業者が決まった後ということになりますが、7月の下旬から8月の中旬にかけて開催を考えております。

【佐藤会長】 7月下旬あたりですね。

【事務局（深草）】 まだ具体的に。会場の関係や、あと次のときに市長からの諮問を予定しておりますので、そちらの日程なども調整の上ということになります。

【佐藤会長】 そうすると、6、7と2カ月ありますから、かなり考えていらっしゃると思うので、その案がありましたら、早目に送っていただきたいなというふうに思います。当然、私たちも考えてきますので。

でも、やっぱり1がまずは重要ですかね。1番をどういうふうに変えていくか。2番、3番も含めた感じで、どういうふうに変えていくか。それから題名についてですね。ワーク・ライフ・バランスということ、ここに入れるかどうかということになってくると思います。

ほかに何かございませんか。

【佐藤会長】 例年、8月の下旬ぐらいだと思ったんですけど、ちょっと早いほうがいいですね。

【事務局（深草）】 はい。意識調査の印刷などもありますので、8月の中旬ぐらいには開催したほうがいいと考えています。

【佐藤会長】 次に質問票だけを、職員と一般の人、それだけを2冊配っていただきたいと思います。

【事務局（深草）】 過去の質問票ですね。

【本川委員】 今の話聞いていて、今年は令和元年ですよ。

今までの意識調査にこだわらずに、今言ったようなことを案として作っていただいて、できれば事前に、ほんとうはここに原案みたいなのをいただけるといいかなとは思いますが、こだわらずに何か質問を変更するというのも悪くないかなと少し思いました。あまり前にとらわれてしまうと、やはり書きにくくなるのではないですか。ですので、さっき連動するというようなことだったんですけど、そういう意味合いでリセットしてもいいのかなという気がしました。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

それでは、次回までに、これを必ず宿題として、皆さんに考えてきていただくというこ

とにしたいと思います。

以上で本日の議題は終了しました。委員の皆さんから、ほかに何かございますでしょうか。

なければ、以上をもって、本日の審議会の会議を終了いたします。お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

— 了 —